

食料・農業・農村基本法に基づく 食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証について

食料・農業・農村基本法（令和6年6月5日 改正施行）

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**食料・農業・農村基本計画**（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料安全保障の動向に関する事項

三 **食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標**

四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、**食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう**農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4～6 （略）

7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

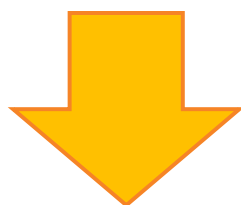
8～9 （略）

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）

まえがき

●今回策定する食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、その計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとする。

●また、基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、**食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPIの設定**を行うこととし、**少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直し**を行い、おおむね5年ごとに基本計画の変更を行うこととする。



●政府は食料・農業・農村基本計画の策定にあたり、審議いただいた食料・農業・農村政策審議会企画部会の意見を聴き、**目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証**を行うこととする。

●検証にあたっては、

・**目標に対する実績値や達成状況、講じた施策の進捗状況・有効性を評価・分析した上で、**

・**目標達成に向けて克服すべき課題、課題への対応方向について整理。**